

# 所得税の確定申告書、市・県民税申告書や申請書等には 個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります！

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続きなどには次の①と②が必要です！

① 個人番号(マイナンバー)の記載

② 本人確認書類の提示または写しの添付

## 本人確認書類

③ 個人番号(マイナンバー)カードは顔写真あり、通知カードは顔写真なし。

【マイナンバー通知カードについて】

通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

◆ 個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は…

- 個人番号カードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅などから e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

◆ 個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちでない方は… 下記の「番号確認書類」と「身元確認書類」の提示または写しの添付が必要です。

### 番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)
- 住民票の写し または 住民票記載事項証明書  
(個人番号(マイナンバー)の記載があるものに限る)  
などのうちからいずれか 1 つ

+

### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
  - 健康保険証
  - パスポート
  - 障害者手帳
- などのうちからいずれか 1 つ  
※「顔写真のない学生証」等の場合は、2つ以上必要です。